

有田市手話言語条例

(目的)

第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の理解や普及に努め、地域において手話を使用しやすい環境の構築に関し、基本理念を定め、市及び市民の責務及び役割を明らかにするとともに、総合的かつ計画的に施策を推進し、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ろう者」とは、手話を主なコミュニケーション手段として用いる聴覚障害者をいう。

(基本理念)

第3条 手話は、ろう者がお互いの感情を分かり合い、知識を蓄え、文化を創造する上で不可欠なものとして、これまで大切に伝承し、育んできたものであることに鑑み、手話への理解の促進及び手話の普及は、手話が言語であることを認識し、ろう者が手話によるコミュニケーションを円滑に行う権利を有し、その権利を尊重するべきであるとの認識に基づいて行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、手話の普及を図るとともに、ろう者があらゆる場面で手話による意思疎通ができ、自立した日常生活や地域における社会参加を保障するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 手話に対する理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話によるコミュニケーションや情報取得の支援に関すること。
- (3) 手話を使用しやすい環境づくりに関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(市民の役割)

第5条 全ての市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、ろう者が働きやすい環境を整備するよう努めるものとする。

(学校等における理解の促進)

第7条 市は、学校教育等の場において、基本理念にのっとり、手話に接する機会の提供及び手話に親しむための取組を通じて、手話への理解の促進に努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。